

ご意見・ご要望		投稿日	平成28年4月19日
件名	災害時の避難指示書と要配慮者の受入れについて		
本文	<p>避難する時、水や食料（持って避難できる程度）を持って逃げる準備はしてありますが、避難先で避難物資が必ず皆に行き渡る場所と、人数地域ごとに割振った避難指示書のようなものを作ってほしいです。</p> <p>私の地域は小学校に避難するようになっていますが、車で避難できたとしても、精神障がい者を抱えての避難になるので、関係ない場所から来た方を受け入れて、指示通りに避難してきた近所の人とのトラブルは避けたいです。</p> <p>また、テレビで報道されている事態になると、精神障がい者の病状が悪化するの確実なので、本人の受入先だけでも、日常が保てる対策をしてください。</p>		
回答		回答日	平成28年4月21日
担当部署	市長直轄組織 危機管理室 防災課		
本文	<p>ご本人へ電話で説明。</p> <p>「避難指示書のようなもの」を作ってほしいという要望につきましては、4月に全戸に配布いたしました「わが家の防災マニュアル改訂版」に添付の「避難場所マップ」に、居住する自治会の目安となる避難地・避難所を標記していますので参考にさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>「避難所でのトラブルを避けたい」につきましては、避難所は、乳幼児からご高齢者や障がい者等の要配慮者、また、旅行者や地域以外の方との共同生活となります。</p> <p>避難所生活は、平時の生活とは異なり、制約されますことから、避難者が心をひとつにして、助け合い支えあいの精神を忘れず、避難者全員で協力して生活することが必要であることにご理解をお願いいたします。</p> <p>また、「精神障がい者の受入先」につきましても、避難所では、一般の避難者との生活に支障がある方には、福祉避難室（別室又は体育館内の一部を囲う等）を設けますので、ご安心いただきたいと思います。</p> <p>なお、一定以上の介護等が必要な場合は、最寄りの福祉施設等を福祉避難所として開設し、移動していただくことになっております。</p>		